

【介護保険】 訪問看護ステーション てんと 訪問看護利用料 料金表

訪問看護費

1単位:10.21円

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満	314	¥3,205	¥321	¥641	¥962
	30分未満	471	¥4,808	¥481	¥962	¥1,443
	30分以上1時間未満	823	¥8,402	¥841	¥1,681	¥2,521
	1時間以上1時間30分未満	1,128	¥11,516	¥1,152	¥2,304	¥3,455
	理学療法士等による訪問(1回/20分につき) ※1	294	¥3,001	¥301	¥601	¥901
予防訪問看護	20分未満	303	¥3,093	¥310	¥619	¥928
	30分未満	451	¥4,604	¥461	¥921	¥1,382
	30分以上1時間未満	794	¥8,106	¥811	¥1,622	¥2,432
	1時間以上1時間30分未満	1090	¥11,128	¥1,113	¥2,226	¥3,339
	理学療法士等による訪問(1回/20分につき) ※2	284	¥2,899	¥290	¥580	¥870
夜間・早朝加算	夜間:18時～22時 早朝:6時～8時	基本単位の25%増				
深夜加算	深夜:22時～6時	基本単位の50%増				

※1 1日に2回を超えて理学療法士等による訪問を行った場合
※2 1日に2回を超えて理学療法士等による訪問を行った場合

注 准看護師が訪問看護・予防訪問看護を行った場合

上記単位数の90/100を算定
上記単位数の50/100を算定

上記単位数の90/100を算定

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	¥2,593	¥260	¥519	¥778
看護師等との訪問※3	30分以上 1回につき	402	¥4,104	¥411	¥821	¥1,232
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	¥2,052	¥206	¥411	¥616
看護補助者との訪問※3	30分以上 1回につき	317	¥3,236	¥324	¥648	¥971
長時間訪問看護加算	1時間30分を越えた場合/1回につき	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) ※4	1月につき	574	¥5,860	¥586	¥1,172	¥1,758
特別管理加算(Ⅰ)	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍等患者指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡がある状態 週3日以上点滴注射を行う必要があると認められた状態	250	¥2,552	¥256	¥511	¥766
初回加算 Ⅰ ※5	退院日に初回訪問	350	¥3,573	¥358	¥715	¥1,072
初回加算 Ⅱ ※5	退院日翌日以降に初回訪問	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919
退院時共同指導加算 ※6		600	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838
看護・介護職員連携強化加算 ※7		250	¥2,552	¥256	¥511	¥766
口腔連携強化加算 ※8	1回につき	50	¥510	¥51	¥102	¥153
ターミナルケア加算 ※9	死亡月につき	2500	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658

※3 複数名訪問加算：下記①～③の対象となる利用者の方の同意を得て算定します。

① 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる

③ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる

※4 緊急時訪問看護加算：利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所が、利用者の同意を得て算定します。

※5 初回加算：過去2月間（暦月）において、当該訪問看護事業所からサービス提供（医療保険も含む）を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定します。

※6 退院時共同指導加算：病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所中の者が退院・退所するにあたり、入院（入所）する者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医・看護師等と共同して在宅での療養上の指導を行い、その内容を提供した場合に算定します。

※7 看護・介護職員連携強化加算：訪問介護員に対し、痰の吸引等が円滑に実施できるように訪問介護事業所と連携して支援等を行った場合に算定します。

※8 口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った時に、1月に1回に限り算定します。

※9 ターミナルケア加算：死亡日および死亡日前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。